

別表十の二（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第68条の63（連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「特別控除額の個別帰属額12」、「特別控除額14」及び「特別控除額16」の各欄は、各連結事業年度において令和2年6月改正前の措置法令（以下「令和2年旧措置法令」といいます。）第39条の90第6項（連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例）に規定する特定事業等軽減対象連結欠損金額若しくは軽減対象連結欠損金額がある場合又は同項に規定する全軽減対象連結所得金額が同項に規定する全連結所得金額を超える場合（以下「特定事業等軽減対象連結欠損金額がある等の場合」といいます。）にはそれぞれ「(8)又は」、「(13)又は」及び「(15)又は」を消し、その他の場合にはそれぞれ「又は(22)× $\frac{(8)}{(19)}$ 」、「又は(22)× $\frac{(13)}{(19)}$ 」及び「又は(22)× $\frac{(15)}{(19)}$ 」を消します。
- 3 「特定事業等に係る連結所得の金額13」及び「特定事業等に係る連結所得の金額15」の各欄は、令和2年旧措置法令第39条の90第3項及び第7項の規定により計算した金額をそれぞれ記載し、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 4 「特定事業等軽減対象連結欠損金額がある等の場合の計算」の各欄は、各連結事業年度において特定事業等軽減対象連結欠損金額がある等の場合に記載します。
- 5 「特定事業等軽減対象連結欠損金額の合計額20」及び「軽減対象連結欠損金額の合計額21」の各欄は、令和2年旧措置法令第39条の90第6項及び第7項の規定により計算した金額をそれぞれ記載し、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。